

上田市飲食店等事業継続緊急支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の再拡大、県の医療緊急事態宣言、首都圏を中心とした緊急事態宣言の影響による会食や外出の自粛で大きな打撃を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で飲食店等事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の支給対象となる者は、法人又は個人事業者であって、次の各号のすべてを満たす中小企業とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ住所又は法人の登記（支店含む）所在地が市内である者
- (2) 令和2年9月以前から日本標準産業分類上の別表に示す業種のいずれかを主たる事業として営む者
- (3) 令和2年12月から令和3年2月までの間の合計売上が、前年同期比で50%以上減少しており、かつ、前年同期の合計売上が40万円以上ある者
- (4) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と関係を有しない者
- (5) 上田市旅館・ホテル業事業者宿泊予約キャンセル等支援金又は暮らしを守る公共交通支援金の受給対象とならない者

2 前項の規定のほか、市長が必要と認めた者は、支援金の支給対象とすることができる。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、市内に有する事業所数にかかわらず一事業者当たり20万円とする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市飲食店等事業継続緊急支援金申請書兼口座振替依頼書に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 令和2年12月から令和3年2月までの売上および前年同期の売上がわかる書類（確定申告書、帳簿書類等）
- (3) 本人確認書類
- (4) 支援金の振込先口座等がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の支給可否決定)

第5条 市長は、前条に規定する支援金の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の支給可否を決定するものとする。

(支給決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市飲食店等事業継続緊急支援金支給決定通知書兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市飲食店等事業継続緊急支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(検査等)

第7条 市長は、給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告又は関係書類の提出を求め、帳簿、書類等を検査することができる。

(支給決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の支給を受けたものが虚偽その他不正な手段により支援金の支給決定を受けたと認めたときは、支援金の支給決定を取消し、既に支給した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月5日から施行する。

別表

産業小分類
091 畜産食料品製造業
092 水産食料品製造業
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
094 調味料製造業
096 精穀・製粉業
097 パン・菓子製造業
099 その他の食料品製造業
101 清涼飲料製造業
102 酒類製造業
431 一般乗合旅客自動車運送業
432 一般乗用旅客自動車運送業
433 一般貸切旅客自動車運送業
512 衣服卸売業
513 身の回り品卸売業
521 農畜産物・水産物卸売業
52A 米穀類卸売業
52B 野菜・果実卸売業
52C 食肉卸売業
52D 生鮮魚介卸売業
52E その他の農畜産物・水産物卸売業
522 食料・飲料卸売業
561 百貨店, 総合スーパー
569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)
571 呉服・服地・寝具小売業
572 男子服小売業
573 婦人・子供服小売業
574 靴・履物小売業
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
58 飲食料品小売業
581 各種食料品小売業
582 野菜・果実小売業
583 食肉小売業
584 鮮魚小売業
585 酒小売業
586 菓子・パン小売業

589 その他の飲食料品小売業
58A 料理品小売業
58B 他に分類されない飲食料品小売業
601 家具・建具・畳小売業
602 じゅう器小売業
603 医薬品・化粧品小売業
604 農耕用品小売業
605 燃料小売業
606 書籍・文房具小売業
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
60A スポーツ用品小売業
60B がん具・娯楽用品小売業
60C 楽器小売業
608 写真機・時計・眼鏡小売業
609 他に分類されない小売業
60D 花・植木小売業
60E ペット・ペット用品小売業
60F 中古品小売業（他に分類されないもの）
60G 他に分類されないその他の小売業
761 食堂， レストラン（専門料理店を除く）
762 専門料理店
76A 日本料理店
76B 中華料理店
76C 焼肉店
76D その他の専門料理店
763 そば・うどん店
764 すし店
765 酒場， ビヤホール
766 バー， キャバレー， ナイトクラブ
767 喫茶店
769 その他の飲食店
76E ハンバーガー店
76F お好み焼・焼きそば・たこ焼店
76G 他に分類されない飲食店
771 持ち帰り飲食サービス業
772 配達飲食サービス業
781 洗濯業

78A 普通洗濯業
78B リネンサプライ業
782 理容業
783 美容業
784 一般公衆浴場業
785 その他の公衆浴場業
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
791 旅行業
793 衣服裁縫修理業
795 火葬・墓地管理業
796 冠婚葬祭業
79A 葬儀業
79B 結婚式場業
79C 冠婚葬祭互助会
799 他に分類されない生活関連サービス業
79D 写真プリント，現像・焼付業
79E 他に分類されないその他の生活関連サービス業
801 映画館
802 興行場（別掲を除く），興行団
804 スポーツ施設提供業
80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）
80C ゴルフ場
80D ゴルフ練習場
80E ボウリング場
80F テニス場
80G バッティング・テニス練習場
80H フィットネスクラブ
805 公園，遊園地
806 遊戯場
80J マージャンクラブ
80K パチンコホール
80L ゲームセンター
809 その他の娯楽業
80N カラオケボックス業
80P 他に分類されない娯楽業